

議案第 30 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

第 10 条の 3 第 2 号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の2第1項中「又は第14条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第4項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第5項中「又は第14条の2」を削る。

第13条の4第1項中「又は第14条の4」を削り、同条第3項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削り、同条第4項第1号中「又は第14条の4」を削り、同条第6項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削る。

第13条の5第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第14条の2」を削り、同条第7項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第14条の2」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の2から第14条の5までを次のように改める。

第14条の2から第14条の4の2まで 削除

（基礎賦課限度額）

第14条の5 第11条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条の5の2の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条

第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の5の6から第14条の5の10までを次のように改める。

第14条の5の6から第14条の5の9まで 削除

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の5の10 第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第14条の6第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の2第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第14条の2」及び「若しくは第14条の5の6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第14条の4」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第14条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の5の6」及び「若しくは第14条の4」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課額の限度額の引上げを行うとともに、保険料の軽減措置を拡充する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。